

2014年12月1日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

「特定秘密の保護に関する法律」の施行の一時凍結を求めます

東京都生活協同組合連合会
会長理事 伊野瀬 十三

政府は10月14日、昨年成立した特定秘密保護法について運用基準と政令を閣議決定し、施行日を12月10日とすることを正式に決定しました。この法律は、特定秘密を指定する機関を19の行政機関とし、特定秘密の対象となる「国の防衛や外交、特定有害活動及びテロ防止」の4つの分野を細分化し、秘密とする範囲を運用基準で55項目とするなど秘密の指定や解除、監視態勢などを具体的に規定しました。

私たちは、昨年の法案審議の際に、多くの国民から疑問や法の拡大解釈を危惧する声が出されている特定秘密保護法について、拙速な審議を進めることのないよう政府に意見書を提出しましたが、残念ながら十分な審議が尽くされないまま、与党を中心に法案採決が行われました。その後、パブリックコメントを通じて法の運用基準に対して寄せられた約2万3千件の意見を踏まえて政府は、「国民の知る権利の尊重」や5年後の見直し規定、内閣府に監視機関を設置するなどの措置を盛りこみました。

しかしながら、監視機関の位置づけも高い独立性が担保されているとは言い難く、内容によっては半永久的に秘密情報として指定されることや行政機関による恣意的な運用がなされることへの懸念など法律の根幹に関わる部分に関してはほとんど原案から修正がなされないまま法の施行を迎えようとしています。閣議決定を受けて、日本弁護士連合会や日本ペンクラブなど多くの団体や国民各層から法律の廃止を含めた声明が出されているほか、今年7月には国連人権（自由権）規約委員会から日本政府に対して、秘密指定には厳格な定義が必要であること、ジャーナリストや人権活動家の公益のための活動が処罰対象から除外されるべき等の勧告も出され、国際的な批判も寄せられています。

私たち東京都生活協同組合連合会は、国のもつ情報は国民自身のものであり、国民の「知る権利」が保障され、国家のもつ情報は国民に対し積極的に公開・公表を進めていくべきであると考えます。特定秘密保護法は国民の基本的人権や民主主義の根幹に関わる極めて重要な内容を含んだ法律であり、法案成立の経緯からみても、後世に禍根を残さないために12月10日に予定される法の施行を一時凍結し、再度この法律の是非や取り扱いについて国会の内外で国民的な議論を尽くすよう強く求めます。

以上